

気民第102号  
(許可第144号)

予報業務許可書

株式会社ニュークリアス  
代表取締役 鈴木 祐二 様

平成20年10月20日付けで申請のあった予報業務は、下記の目的及び範囲について許可する。

記

予報業務の目的及び範囲

目的	範囲	
	予報の種類	予報の対象とする区域
製造端末による 個別地点の予報の提供	地震動予報	全国の任意の地点

なお、業務の実施に当たっては、別紙の「許可等の条件」を遵守されたい。

平成20年10月31日

気象庁長官 平 木



遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。

記

- (1) 地震動の予報に「緊急地震速報」という名称を用いる場合は、警報ではなく、事業者の予報である旨を利用者に十分説明すること。また、「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。
- (2) 深発地震の震度の予想精度が十分でないことを利用者に明示すること。
- (3) 不特定多数の者が利用する場所において端末を設置する際は、混乱防止のため、情報の伝達は「一般向け緊急地震速報」の内容の範囲内で伝達すること。